

## ○寄附金等取扱規程

(平成19年1月25日規程第3号)

改正 平成22年4月22日規程第27号 平成22年9月30日規程第60号

平成26年12月25日規程第93号 平成28年3月10日規程第29号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という）への現金及び有価証券（以下「寄附金」という。）、物品、土地及び建物等の不動産並びに知的財産権等（以下、寄附金を含めて「寄附金等」という。）の寄附の受入の基準等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 研究所は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するときは、その寄附金等を受け入れることができる。

- (1) 寄附金等が国立研究開発法人理化学研究所法（平成14年法律第160号）第3条に定める目的の達成に資するものであること
- (2) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されていないこと
  - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
  - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
  - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること
  - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
- (3) 寄附金等を受け入れることにより、研究所の業務又は財政に特段の負担又は支障がないと認められること

(寄附金の種類等)

第3条 研究所が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が、用途を特定せずに寄附し、それを受けて研究所が、第2条の基準に従って用途を特定するもの
- (2) 特定寄附金 用途があらかじめ特定された寄附金であり、次に掲げるもの
  - イ 用途特定寄附金 寄附者が、寄附の申し込みにあたり、あらかじめ用途を特定するもの
  - ロ 募集特定寄附金 研究所が、募集にあたり、募金対象事業、募金額、募集の方法及び手続き、募集期間等の募集計画を作成し、あらかじめ用途を特定するもの

(受入手続)

第4条 寄附金等を研究所に寄附しようとする者（以下「申込者」という）は、別に定める寄附金等申込書に、氏名、連絡先、寄附金等の目的、金額・品名及びその他必要な事項を記入し、研究所に提出する。

2 研究所は、前項により寄附金等申込書を受理したときは、第2条の基準によりその内容を検討し、寄附金等の受入の可否を決定する。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

第4条の2 以下の各号のいずれかに該当する場合は、前条によらず寄附金の受入を行う。

- (1) 申込者が研究所のホームページのクレジットカードによる方式の入力画面を利用して研究所に寄附をする場合であって、当該入力画面において第2条の基準に同意することを入力したとき。
- (2) 第2条の受入基準を明示した募金箱を設置し、寄附者が募金箱へ入金したとき。
- (3) 第2条の受入基準を明示した研究所が作成する金融機関用指定用紙により入金があったとき。

(寄附金等の取扱い)

第5条 受入れた寄附金等は、研究所の諸規程に定めるところにより取扱うものとする。

(一般管理費)

第6条 研究所は、第3条第2号に規定する特定寄附金については、一般管理費を受入れる。

2 前項における一般管理費は寄附金額の10%とする。

(特定寄附金の使用期間)

第7条 特定寄附金の受入れ時に特段の取決めがないときは、特定寄附金の使用期間は3年間とする。ただし、適正かつ合理的な理由があると研究所が認めたときは、使用期間を延長することができる。

(使途変更)

第8条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附金等の使途を変更することができる。

- (1) 寄附目的が達せられ、寄附金に少額の残額が生じたとき。
- (2) 前条により、特定寄附金の使用期間が終了したとき。
- (3) 適正かつ合理的な理由により、寄附の使用内容、寄附金等を使用する職員（以下「使用職員」という。）、組織等を変更するとき。

(移換え)

第9条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附金等を移し換えることができる。

- (1) 使用職員が他の研究機関等に異動する場合において、当該使用職員の異動先に寄附金等を移し替えるとき。この場合において、研究所は、原則として第6条第2項により徴収した使途特定寄附金の一般管理費の割戻しは行なわないものとする。
- (2) 使用職員が他の研究機関等から当研究所に異動してくるとき。この場合において、研究所は、第6条に従い、移し換えられる使途特定寄附金から一般管理費を徴収することができる。

(適用除外)

第10条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の全部又は一部を申込者等に対して適用しないことができる。

- (1) 他の規程等に準じて、当該寄附金等を取扱うことが可能なとき
- (2) 寄附金等が国、独立行政法人又は地方公共団体等からの寄附であるとき
- (3) その他、特別な事情があると研究所が判断するとき

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、その都度定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の第7条及び第8条の規定は、この規程の施行前に受け入れた寄附金等についても適用する。ただし、平成19年3月末日で3年以上を経過するものについては、平成20年3月末日を使用期限とする。

附 則 (平成22年4月22日規程第27号)

この規程は、平成22年4月22日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日規程第60号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日規程第93号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日規程第29号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。